

秋田労働局長からの要請

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請



去る、10月30日（水）秋田労働局の甲斐三照局長が当協会を訪れ、湊屋隆夫会長に『長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書』を手渡した。

毎年11月に実施されている厚生労働省による「過重労働解消キャンペーン」の一環として当協会に対して要請されたもの。

要請書では、具体的に経営トップによるメッセージの発信や、勤務時間インターバル制度、フレックスタイム制、年次有給休暇の計画的取得、ノー残業デーの設定などを周知するよう求めており、各々の企業の実情に応じた取り組みを着実にやっていくことを要請している。

甲斐局長から「長時間労働の削減のために引き続き力をお借りしたい。」との要請が述べられ、湊屋会長は「削減により新たな雇用が生まれることを改めて会員に周知したい。」と応えた。